



福医事第0806008号

平成30年8月6日

四病院団体協議会

一般社団法人日本病院会

会長 相澤 孝夫 様

公益社団法人全日本病院協会

会長 猪口 雄二 様

一般社団法人日本医療法人協会

会長 加納 繁照 様

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎 學 様

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長



平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた医療関係施設の開設者に対する災害融資に関する特別措置について

当機構の業務に関しましては、平素から種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記災害融資に関する特別措置について、別紙のとおり貸付対象等が定められましたので通知いたします。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構融資の特別措置について、ご指導方よろしくお願い申し上げます。

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた医療関係施設の開設者に対する災害融資に関する特別措置に伴う災害復旧資金については、下記のとおり取り扱う。

記

1. 特別措置の対象範囲

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた災害救助法適用地域の区域内に事業所を有する医療関係施設の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 特別措置の対象とする貸付金限度額

災害復旧資金の貸付金のうち1施設当たり1,000万円まで。

ただし、上記の金額は、本特別措置の対象とする貸付けが、当機構のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫においても取り扱われることとなっているので、3機関の貸付額を合わせた額とする。

3. 特別措置の適用利率及び適用期間

平成30年5月20日から平成31年1月31日までに災害復旧資金の貸付を受ける者について、貸付資金毎に通常適用する利率にかかわらず貸付後3年間は通常適用する利率から0.9%を控除した率、4年目以降の期間については、契約時において通常適用する利率とする。

4. 特別措置による災害復旧資金を申込む場合の被害証明書

被災医療関係施設の開設者が、「通常適用する利率から0.9%を控除した率」の貸付けを希望する場合は、借入申込書に次の証明書を添付すること。

・様式1

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害被害証明書

平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨
による災害被害証明書

事業所名
事業所在地
事業主名
事業種類

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2. 主要な事業用資産

資産名

被害状況

① 全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

② ”

③ ”

： ”

： ”

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名

印

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長名

印